

大豊町生活応援商品券給付事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けている地域経済や住民生活を応援するため、町民に商品券を給付することで、町内消費を喚起し、住民生活の活性化を図ることを目的とする。

(支給対象者)

第2条 給付対象となる者（以下「支給対象者」という。）は、令和8年1月1日現在において、本町の住民基本台帳に記録されており、かつ、商品券発送日においても本町の住民基本台帳に記録されている者とする。

(申請)

第3条 本事業による申請は、不要とする。

(商品券の給付額)

第4条 給付する商品券の額は、給付対象者1人当たり3万円とする。

2 商品券は、1枚1,000円券とし、30枚分を1人分とする。

(給付方法)

第5条 町長は、給付対象者の氏名及び住所等を記載した支給対象者リスト（以下「リスト」という。）を作成し、このリストに基づき給付対象者へ発送する。

(商品券の期限)

第6条 商品券の使用期限は、令和8年9月30日までとする。

(商品券の返戻)

第7条 町長は、給付対象者に発送した商品券が宛先不明等により返送された場合は、使用期限まで町長が保管し、期限到達以降に破棄するものとする。

2 前項の宛先不明等の対象者に対して再通知を行い、受取が可能となった場合は商品券を給付する。ただし、再通知は一度限りとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年1月26日から施行し、令和9年3月31日限り、その効力を失う。